

当金庫は、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融リスク」を経営戦略等における重要な課題の一つとして認識し、以下の『マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針』および『マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策管理体制図』に基づいて、リスクに応じた取り組みを適切に行ってまいります。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

大阪厚生信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融リスクが経営上重大なリスクになりうるとの理解のもと、次のとおり基本方針を策定し、管理態勢を構築し、その業務遂行に当たる。

1. 経営陣の役割

経営陣は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の対応(以下、マネロン等対策という)を経営戦略等における重要な課題と位置付け、自らマネロン等対策に主導的に関与し、将来にわたりマネロン等に利用されることのないよう、管理態勢の強化と対応の高度化を図る。

2. 組織横断的な取組み

マネロン等対策においては、その責任者・統括部署にとどまらず、すべての役職員がそれぞれの責務について認識を共有するとともに、各部門が連携する態勢を整備し、密接な情報共有・連携を図ることで、真に有効なマネロン等対策を実現する。

3. リスクベース・アプローチの実施

マネロン等対策の態勢整備にあたってはリスクベース・アプローチを適用し、すべての商品・サービス等について包括的かつ具体的なリスクの特定・評価を行うとともに、すべての顧客に対するリスク評価を実施し、リスク許容度の範囲内に実効的に低減させるために、特定されたリスクにふさわしい措置を確保し、適切な対応を図る。

4. 管理態勢

マネロン等対策における管理は第1、第2、第3の防衛線で実施する。

第1の防衛線である営業部門は、自らの部門・職務において必要なマネロン等対策にかかる方針・手続・計画等を十分理解し、マネロン等リスクを検知・評価するとともにリスク許容度の範囲内に実効的に低減する措置を的確に実施する。

第2の防衛線である管理部門は、第1の防衛線に対し、情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど十分な支援を行う。

第3の防衛線である内部監査部門は、マネロン等対策の方針・手続・計画等の適切性、職員の専門性や適合性等、に関する監査計画を策定し適切に監査を実施する。

5. 職員の育成

マネロン等対策として、職員に対する適切かつ継続的な研修を行う等の教育訓練を行い、その効果について実際のマネロン等リスクへの対応状況の検証やフォローアップ等の方法により確認する。

6. 外部組織との連携・情報の活用

警察当局その他外部機関等についても、それらとの連携、情報収集に努め、実効的なマネロン等対策を講じていく。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策管理体制図

